

総社市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第32号

総社市消防団条例の一部を改正する条例

総社市消防団条例（平成17年総社市条例第215号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定数) 第4条 消防団員の定数は、<u>950人</u>とする。 (<u>消防団長等</u>の任命) 第5条 略</p> <p>(設備資材の管理) 第8条 消防団の設備及び資材は、<u>消防団長</u>が管理する。 2 設備及び資材を損傷し、又は滅失したときは、<u>消防団長</u>は直ちに、その事由を付して市長に報告しなければならない。 3 略</p>	<p>(定数) 第4条 消防団員の定数は、<u>1,020人</u>とする。 (<u>団長以下団員</u>の任命) 第5条 略</p> <p>(設備資材の管理) 第8条 消防団の設備及び資材は、<u>団長</u>が管理する。 2 設備及び資材を損傷し、又は滅失したときは、<u>団長</u>は直ちに、その事由を付して市長に報告しなければならない。 3 略</p>

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。